

道路法施行令及び高速自動車国道法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 道路法施行令の一部改正

一 都道府県が指定市以外の市町村に代わって当該市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合において、当該市町村に代わって行う権限を定めるとともに、その場合の技術的読替えを定めるものとする。 (第一条の七及び第四条の五関係)

二 都道府県が指定市以外の市町村に代わって当該市町村が管理する指定区間外の国道、都道府県道又は市町村道の維持又は災害復旧に関する工事を行う場合における当該道路の路線名等の公示について定めるものとする。 (第二条の二関係)

三 その他所要の改正を行うものとする。

第二 高速自動車国道法施行令の一部改正

所要の改正を行うものとする。 (第十二条関係)

第三 附則

一 この政令は、踏切道改良促進法等の一部を改正する法律の一部の施行の日（令和三年六月二十日）か

ら施行するものとする。

二 その他所要の改正を行うものとする。

(附則第一条関係)